

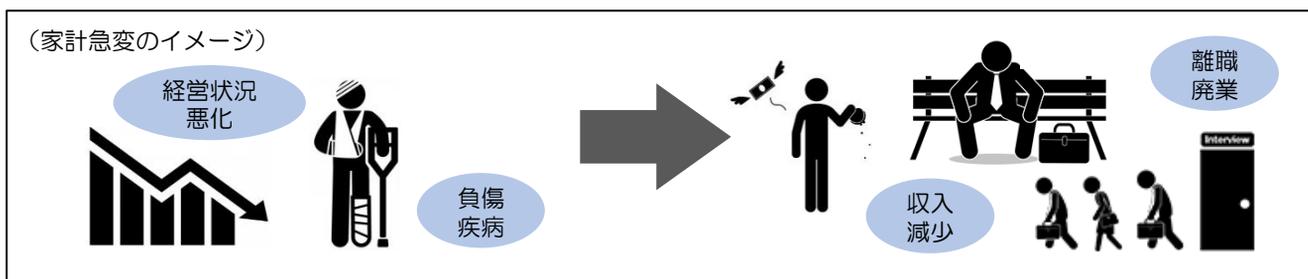
国公立高等学校等奨学のための給付金

「家計急変世帯への支援」の受給申請手続きについて

制度について

家計急変（※1）したことにより、保護者等全員（※2）の収入が激減した世帯に対して、奨学のための給付金（※3）を支給します。（返済不要の給付金です。）

- ※1 家計急変とは、負傷や疾病、経営状況の悪化、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職・休職・廃業・収入減少等のことを言います。
- ※2 就学支援金の保護者等の考え方と同じです。
- ※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。令和5年度道府県民税所得割額及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯を対象とします。



支給金額

支給金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変（離職・休職・廃業・収入減少等）した日によって定められます。

⑨ 給与収入の場合、収入減少した日は、収入が減少し始めた月の給与振込日です。

家計急変した日	基準日	支給金額
令和5年7月1日以前	令和5年7月1日	年額
令和5年7月2日以降	家計急変した月の翌月1日（家計急変した日が月の1日の場合は当月1日）	支給基準額 ÷ 12か月 × 基準日の属する月から翌年3月までの月数より算定した金額（例3を参照）

例1）令和5年4月25日に離職した場合、基準日は令和5年7月1日 → 年額を支給

例2）令和4年10月1日に離職した場合、基準日は令和5年7月1日 → 年額を支給

例3）令和5年7月分の給与（振込日は7月25日）から収入減少した場合、基準日は令和5年8月1日
申請者が下記「★支給金額」の区分②に該当する場合

→ 年額143,700円 ÷ 12か月 × 8か月（8月～翌年3月） = 95,800円 を支給

<支給基準額>

対象生徒の区分	年額（定時制）
①下のa,bに該当する兄弟姉妹のいない生徒	117,100円
②生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa,bのいずれかに該当する場合（※4、5） a) 兄・姉が高等学校等に在学している。 b) 15歳以上23歳未満で中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと。	143,700円

※4 年齢及び扶養者の状況は、健康保険証等により、基準日現在で判断します。

※5 保護者等以外に扶養されている場合は、左表の兄弟姉妹には該当しません。

支給対象となる要件

基準日現在の状況が、次の要件①～⑧のすべてを満たしている必要があります。

- ①保護者等が大阪府内に住所を有していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ②家計が急変した事由が別に定める要件に該当すること。
→ 次ページの『「②家計急変事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ③保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額が非課税相当であると認められる世帯であること。（※6）
- ④令和5年12月1日以前に家計急変した者であること。
→ 令和5年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外となります。
- ⑤生徒が国公立の高等学校等に在学していること。
- ⑥生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること。
- ⑦原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑧生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。）

※6 家計急変発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことです。

<所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安>

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約371万円未満
給与収入以外（所得）	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

⑧ 「給与収入」は給与や賞与などの合計金額を、「給与収入以外（所得）」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

申請に必要な書類

受給申請書に併せて、次の①～⑧の書類を提出してください。

- ①令和5年度 課税証明書等 保護者等全員必要
→ 以下のいずれかの書類が必要です。
A：市民税・府民税 課税証明書の原本（※ 発行日から3か月以内のもの）
B：市民税・府民税 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し
C：市民税・府民税 納税通知書の写し
- ②家計急変事由を証明する書類 家計急変した保護者等分が必要
→ 以下のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。
A：離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など
B：離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書（※7）、
その他事由を証明できる書類（理由によって異なります）
④ 家計急変事由によって提出書類が異なります。詳細は、次項の表をご参照ください。
- ③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等全員必要
→ 家計急変した翌月（月の1日に家計急変した場合は当月）から連続3か月分（令和4年12月以前に家計急変した場合は令和5年1・2・3月分）の収入について、以下のいずれかの書類が必要です。
A：給与収入の場合…給与明細の写し
B：給与収入以外（事業収入など）の場合…収入証明書（※7）
C：収入が0円の場合…無収入誓約書（※7）

④保護者等の扶養親族の人数を確認する書類

→ 課税証明書等の記載内容と相違ない場合、提出を省略できます。

課税証明書等の記載内容と異なる場合、扶養親族全員の健康保険証の写しを申請書に貼付してください。

⑤生徒本人の健康保険証の写し（申請書に貼付してください）

⑥生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し

→ 生徒と同じ世帯に扶養されていて、以下のa又はbに該当する兄弟姉妹がいる場合のみ、申請書に貼付してください。

a. 兄・姉が高等学校等に在学していること。

b. 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと。

⑦給付金振込先口座の通帳等の写し（申請書に貼付してください）

⑧生徒又は生徒の兄弟姉妹の在学証明書（※7）

→ 以下のいずれかに当てはまる場合のみ、それぞれ基準日現在の在学を確認できる在学証明書の提出が必要です。

A：⑥のa・bに該当する兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄・姉」

又は「通信制の高等学校等に在学する15歳以上23歳未満の弟・妹」である場合…兄弟姉妹の在学証明書

B：国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、

お通いの学校を介さず申請を行う場合…生徒本人の在学証明書

※7 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通いの学校事務室よりお受け取りください。

「②家計急変事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由		提出書類（※8）
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の <u>離職理由コード</u> が次のいずれかであること。 11(1A)：解雇 12(1B)：天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A)：特定雇止め（雇用期間3年以上、雇止め通知あり） 22(2B)：特定雇止め（雇用期間3年未満、契約更新明示あり） 23(2C)：期間満了（雇用期間3年未満、契約更新明示なし） 31(3A)：事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B)：事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C)：正当な理由のある自己都合退職（31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く） 34(3D)：正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6か月以上12か月未満） ⑧ 上記以外のコードである場合は支給対象外です。
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由（＝上記コードに相当する理由）があること。 例）・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。
廃業	負傷、疾病等によるもの。	A：離職を証明する書類 例）退職証明書、辞令等 B：事由を証明する書類（※9）
	自己の責めに帰することのできない理由があること。 例）・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A：廃業届出書 B：事由を証明する書類（※9）
休職（休業）	負傷、疾病等によるもの。	A：離職を証明する書類 例）退職証明書、離職票等 B：診断書等
	負傷、疾病等によるもの。	A：廃業届出書 B：診断書等
休職（休業）	負傷、疾病等によるもの。	A：休職（休業）を証明する書類 B：診断書等
上記以外による収入の減少	自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例）・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B：事由申立書（※10）

※8 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限ります。

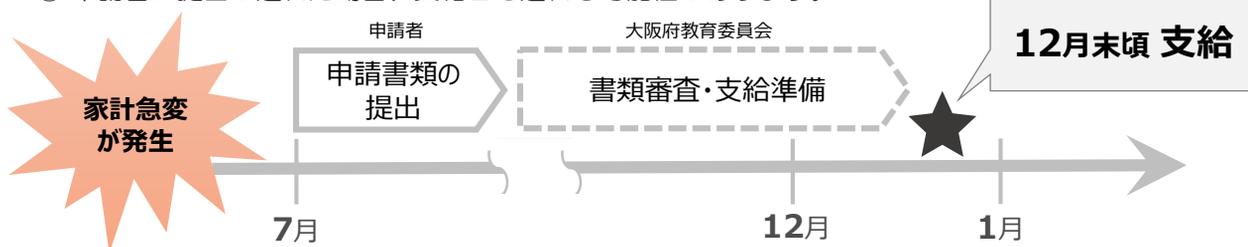
※9 事由によって異なります。

例）妊娠、出産、育児等による場合…母子健康手帳の写し等

※10 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き（書類の受け渡し及び提出）はお通りの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
 - 本制度を希望される方は、事務室にご連絡いただいた際に申請書をお渡しいたします。
 - 大阪府教育委員会において審査後、審査結果の通知書の配付及び認定となった者への支給を12月末頃に行います。
- ⑨ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。



FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか。

A1. 必ず支給されるとは限りません。家計急変事由が要件に該当するか、収入が非課税に相当するか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか。

A2. 対象外です。両親ともに所得割額が0円でない場合は、両親ともに離職や収入減少によって家計急変している必要があります。併せて、両親とも収入が非課税に相当すると認められる必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか。

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、休職した母の休職開始日（9月15日）より考えると基準日は10月1日となります。
また、収入証明書類も同様に考えるため、両親とも10～12月分の証明が必要となります。



Q4. 結果や振込日はどのようにしてわかりますか。

A4. お通りの学校を通じて審査結果の通知書をお渡しいたします。
支給が決定した場合は、支給決定通知書に振込日を記載します。

お問い合わせ先

【提出期限・提出書類などに関すること】

大阪府立中央高等学校 事務室 TEL：06-6944-4401（平日：11：00～19：00）

【制度の概要などに関すること】

大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL：06-6941-0351(代)

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>